



2 国税

(4) 年末調整

● 年末調整とは

1年間の総給与所得金額に課税される所得税額と、毎月の給与などから源泉徴収された税額の合計とは一致しないのが普通です。そこで、その年の最後の給与を支払うときに、その税額の過不足を精算する手続を年末調整といい、勤務先の会社が行います。

もし、年末調整後、12月31日までの間に子どもが生まれたり、保険に加入した場合には、次の年の1月31日まで年末調整の再調整をすることができます。

● 税金の還付

多額の医療費を支払ったり、子どもが生まれて扶養家族が増えたり、1年間の収入がアルバイト程度で少なかった、などの人は、給与所得者であっても税務署に確定申告をすると、5年前にさかのぼって税金の一部が返ってくる場合があります。